

令和5年10月27日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第180号の概要

(社会教育調査の変更)

1 文部科学省が行う基幹統計調査

文部科学省においては、学校等を対象にして、以下の4調査が基幹統計調査として実施されている。

調査名	実施周期	調査対象	調査内容
学校基本調査 (R5.8.21諮問)	毎年	学校及び学校の設置者	学校の特性、教職員数、学生等の在籍状況、入学・卒業等の状況等
学校保健統計調査 (直近はR3.12.24答申)	毎年	学校	身長及び体重、健康状態（栄養状態、視力、聴力等）等
学校教員統計調査 (直近はR4.3.28答申)	3年 (直近はR4)	学校	性別、年齢別及び職名別の本務教員数、教員免許状の種類、担任の状況等
社会教育調査 今回の諮問案件	3年 (直近はR3)	教育委員会、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場・音楽堂、生涯学習センター	施設・設備、職員、事業実施、施設利用の状況等

2 社会教育調査の概要（前回調査・令和3年）

調査所管課 文部科学省総合教育政策局調査企画課

調査の目的 社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革	・ 昭和30年開始 ・ 令和3年度調査は21回目	調査票及び調査事項	教育委員会（都道府県・市町村）が報告者	
調査期日 調査周期	・ 令和3年10月1日時点 （活動状況については前年度間） ・ 3年周期		① 社会教育行政調査票	社会教育関係職員に関する事項、社会教育委員等に関する事項、社会教育関連事業の実施状況等
報告者数	・ 約70,000（全数調査）		各施設が報告者	
調査方法	・ 郵送又はオンライン		② 公民館調査票	職員数、施設・設備の状況、事業実施状況、施設の利用状況等
結果公表	・ 中間報告：令和4年7月に公表 ・ 報告書：令和5年3月に公表		③ 図書館調査票	
			④ 博物館調査票	
		⑤ 青少年教育施設調査票		
		⑥ 女性教育施設調査票		
		⑦ 体育施設調査票		
		⑧ 劇場、音楽堂等調査票		
		⑨ 生涯学習センター調査票		

主な利活用

○ 行政上の施策への利用等

- ① 「文部科学白書」に、社会教育施設数や社会教育施設の利用者数などを利用
- ② 第3期教育振興基本計画のフォローアップや令和4年度を始期とする第4期の同計画の策定に係る検討資料として「公民館等における社会教育主事有資格者数」等を活用

3 今回の変更事項 (調査事項①、調査対象範囲)

変更内容	【1】 地方公共団体における所管を選択する設問を追加 【2】 公民館類似施設 (※) について、市町村が所管する施設を調査対象に追加
該当する調査票	②公民館調査票
変更理由	【法令改正を契機とする調査事項の追加、調査対象の追加】 【1】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、「公民館」の所管を、教育委員会から地方公共団体の長に移管することが可能となった。そのため、所管を選択する設問を追加するもの。 【2】 本調査では、これまで「公民館」の所管が専ら市町村教委であったことを踏まえ、「公民館類似施設」についても、市町村教委が所管する施設に対して調査を行ってきた。しかし、同法の改正に伴う所管替えにより、市町村長が所管する「公民館」が調査対象になる（【1】の変更）こととのバランスを考慮して、「公民館類似施設」の調査対象に、市町村長が所管する施設を追加するもの。

※ 社会教育法(昭和24年法律第207号)第42条に基づいて設置される、町民センター・コミュニティセンター等。

調査票の変更イメージ【1】

現行



変更案

5 施設の種別	6 設置者	7 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)	8 職員数(人)				合計		
			区分	*専任又は分科長	**公民館主事	その他の職員	うち社会教育主事の業務を有する者		
1 公民館本館(中央館)	1 市(区)	1 管理者の指定無し	専任	男					
2 公民館本館(地区館)	2 町	2 地方公共団体を指定		女					
3 公民館分館	3 村	3 地縁による団体(自治会、町内会等)を指定	兼任	男					
4 公民館類似施設	4 組合	4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人 ・「5」を選択した場合、設置者の法人番号(13桁)を記入		女					
	5 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人 ・「5」を選択した場合、設置者の法人番号(13桁)を記入	5 会社を指定	非常勤	男					
	法人番号	6 NPO法人を指定		女					
		7 その他を指定	指定管理者	男					
			女						

5 施設の種別	6 設置者	7 所管別 (公立のみ)	8 職員数(人)				合計		
			区分	*専任又は分科長	**公民館主事	その他の職員	うち社会教育主事の業務を有する者		
1 公民館本館(中央館)	1 市(区)	1 教育委員会 2 地方公共団体の長	専任	男					
2 公民館本館(地区館)	2 町			女					
3 公民館分館	3 村	3 地縁による団体(自治会、町内会等)を指定	兼任	男					
4 公民館類似施設	4 組合	4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人 ・「5」を選択した場合、設置者の法人番号(13桁)を記入		女					
	5 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人 ・「5」を選択した場合、設置者の法人番号(13桁)を記入	5 会社を指定	非常勤	男					
	法人番号	6 NPO法人を指定		女					
		7 その他を指定	指定管理者	男					
			女						

3 今回の変更事項 (調査事項②)

変更内容	【1】「博物館相当施設」が「指定施設」に用語変更 【2】博物館の設置者の選択肢の追加
該当する調査票	④博物館調査票
変更理由	【法令改正に伴う用語の変更、選択肢の追加】 【1】 博物館法（昭和26年法律第285号）の改正により「博物館相当施設」については「指定施設」として新たに規定されたため。 【2】 同法改正により、民間企業が設置者となる施設も博物館の登録を受けることが可能となったため。

調査票の修正イメージ

【1】 現行					【2】 変更案				
5 施設の別	6 施設の種別	7 設置者	8 所管別 (公立のみ)	9 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)	5 施設の別	6 施設の種別	7 設置者	8 所管別 (公立のみ)	9 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)
1 博物館	1 総合博物館	1 国	1 教育委員会	1 管理者の指定無し	1 博物館	1 総合博物館	1 国	1 教育委員会	1 管理者の指定無し
2 博物館相当施設	2 科学博物館	2 独立行政法人	2 地方公共団体の長	2 地方公共団体を指定	2 指定施設	2 科学博物館	2 独立行政法人・国立大学法人・ 大学共同利用機関法人	2 地方公共団体の長	2 地方公共団体を指定
3 博物館類似施設	3 歴史博物館	3 都道府県		3 地縁による団体(自治会、町内会等)を指定	3 博物館類似施設	3 歴史博物館	3 都道府県		3 地縁による団体(自治会、町内会等)を指定
	4 美術博物館	4 市(区) 8 地方独立行政法人		4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定		4 美術博物館	4 市(区) 9 一般社団法人・一般財団法人・ 公益社団法人・公益財団法人		4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定
	5 野外博物館	5 町 9 一般社団法人・一般財団法人・ 人・公益社団法人・公益財団法人		5 会社を指定		5 野外博物館	5 町 10 その他の公益法人		5 会社を指定
	6 動物園	6 村 10 その他		6 NPO法人を指定		6 動物園	6 村 11 株式会社		6 NPO法人を指定
	7 植物園	7 組合 10 その他		7 その他を指定		7 植物園	7 組合 12 その他の法人		7 その他を指定
	8 動植物園	・「8」または「9」を選択した場合、設置者の法人番号(13桁)を記入 (「10」を選択した場合は、法人番号を持っていない場合は記入)				8 動植物園	8 地方独立行政法人・ 公立大学法人 13 個人・任意団体 ・「8」または「9」を選択した場合、設置者の法人番号(13桁)を記入 (「10」～「13」を選択した場合は、法人番号を持っていない場合は記入)		
	9 水族館					9 水族館			
		法人番号					法人番号		

3 今回の変更事項 (調査事項③-1)

変更内容	【1】「施設・設備の有無」に“無線LANの有無”の質問項目を追加 【2】「コンピュータの導入状況」の“①コンピュータの設置台数”（総数）の質問項目を削除
該当する調査票	②公民館調査票、③図書館調査票、④博物館調査票、⑤青少年教育施設調査票、⑥女性教育施設調査票、⑨生涯学習センター調査票
変更理由	【政府計画の進捗確認のためのデータの必要性 等】 【1】「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等において、社会教育施設におけるICT環境の整備を推進することとされており、その状況を把握する必要があるため。 【2】コンピュータの設置台数（総数）については、事務用と利用者が利用できるコンピュータの台数の把握を行っていたが、施設におけるサービスの提供状況の把握という観点から、“利用者が利用できるコンピュータの台数”が把握できれば利活用上支障はなく、事務用を把握する必要性が低調であるため。

調査票の修正イメージ【1】(例:公民館調査票)

現行				変更案			
(6) 施設・設備の有無				(7) 施設・設備の有無			
① 会議室・講義室	1	有	2 無	① 会議室・講義室	1	有	2 無
⋮				⋮			
⑮ スロープ	1	有	2 無	⑮ スロープ	1	有	2 無
⑯ 障害者用トイレ	1	有	2 無	⑯ 障害者用トイレ	1	有	2 無
⑰ エレベーター	1	有	2 無	⑰ エレベーター	1	有	2 無
⑱ 簡易昇降機	1	有	2 無	⑱ 簡易昇降機	1	有	2 無
⑲ 点字による案内	1	有	2 無	⑲ 点字による案内	1	有	2 無
⑳ 障害者用駐車場	1	有	2 無	⑳ 障害者用駐車場	1	有	2 無
				㉑ 利用者が利用できる無線LAN	1	有	2 無

3 今回の変更事項 (調査事項③-2)

調査票の修正イメージ【2】(例:公民館調査票)

現行



変更案

(7) コンピュータの導入状況

① コンピュータの設置台数					台
② ①のうち利用者が利用できるコンピュータの設置台数					台
③ ②のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数					台
④ ③のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数					台

(8) コンピュータの導入状況

① 利用者が利用できるコンピュータの設置台数					台
② ①のうちインターネットに接続されているコンピュータの設置台数					台
③ ②のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数					台

3 今回の変更事項 (調査事項④)

変更内容	「施設・整備の状況」に“PFI法による整備等の有無”の質問項目を追加
該当する調査票	②公民館調査票、③図書館調査票、④博物館調査票、⑤青少年教育施設調査票、⑥女性教育施設調査票、⑦体育施設調査票（民間体育施設を除く）、⑧劇場、音楽堂等調査票、⑨生涯学習センター調査票
変更理由	<p>【政府計画の進捗確認のためのデータの必要性】</p> <p>➢ 政府において、PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）を策定し、民間資金の活用による公共施設の整備を促進しており、PFI法^(注)に基づき整備された施設を把握する必要があるため。</p>

(注) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）

調査票の修正イメージ(例:公民館調査票)

現行

10 施設・設備の状況

- (1) 開館年 西暦 年
- (2) 建物の単独・複合の別 1 単独 2 複合 3 建物無し
- (3) 建築年 ((2)で「1」または「2」と回答した場合回答) 西暦 年
- (4) 建物の構造別 1 鉄筋コンクリート造 2 ブロック造
3 鉄骨造 4 木造
- (5) 建物の総面積 (単位未満四捨五入)
- | | | | | | | | | |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------|
| 専用 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | m ² |
| 共用 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | m ² |



変更案

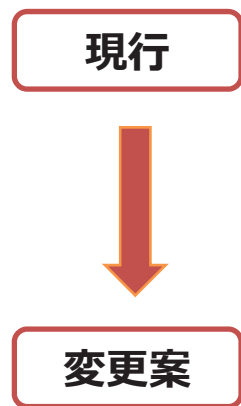
11 施設・設備の状況

- (1) 開館年 西暦 年
- (2) 建物の単独・複合の別 1 単独 2 複合 3 建物無し
- (3) 建築年 ((2)で「1」または「2」と回答した場合回答) 西暦 年
- (4) 建物の構造別 1 鉄筋コンクリート造 2 ブロック造
3 鉄骨造 4 木造
- (5) 建物の総面積 (単位未満四捨五入)
- | | | | | | | | | |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------|
| 専用 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | m ² |
| 共用 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | m ² |
- (6) PFI法による整備等(公立のみ) 1 有 2 無

3 今回の変更事項 (調査事項⑤)

変更内容	「学級・講座」の参加者数について、男女別ではなく総数での把握に変更
該当する調査票	①社会教育行政調査票、②公民館調査票、⑤青少年教育施設調査票、⑨生涯学習センター調査票
変更理由	<p>【報告者負担、結果精度、利用ニーズを勘案した変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 従前、男女別の回答を求めていたのは、女性教育に関する施策を検討する際の基礎資料としての活用可能性を念頭においたものであった。 ➢ しかし、報告者において、男女別で参加者を把握していないという例があり、回答にあたって再度確認したり、案分するなどの手間が生じおり、報告負担を増やしている上に、統計調査の精度として懸念がある。 ➢ そのため、総数ベースでもれなく記載してもらうことで、報告者の負担軽減と統計の正確性の確保を図ろうとするものであり、省内の利活用としても、女性教育施設調査票において正確な男女別人数が把握できればよい状況であることを確認。

調査票の修正イメージ(例:公民館調査票)



(6) 学級・講座(続き)

区分	実施件数(件)										学級生数及び受講者数(人)		
	計 (主催・共催)	うち主催	うち17時以降	うち土・日	56歳以上サービス実施	対象別					男	女	
						青少年対象	成人一般対象	女性のみ対象	高齢者のみ対象	その他			
33	-												
34	-												
35	-												
36	-												
37	-												

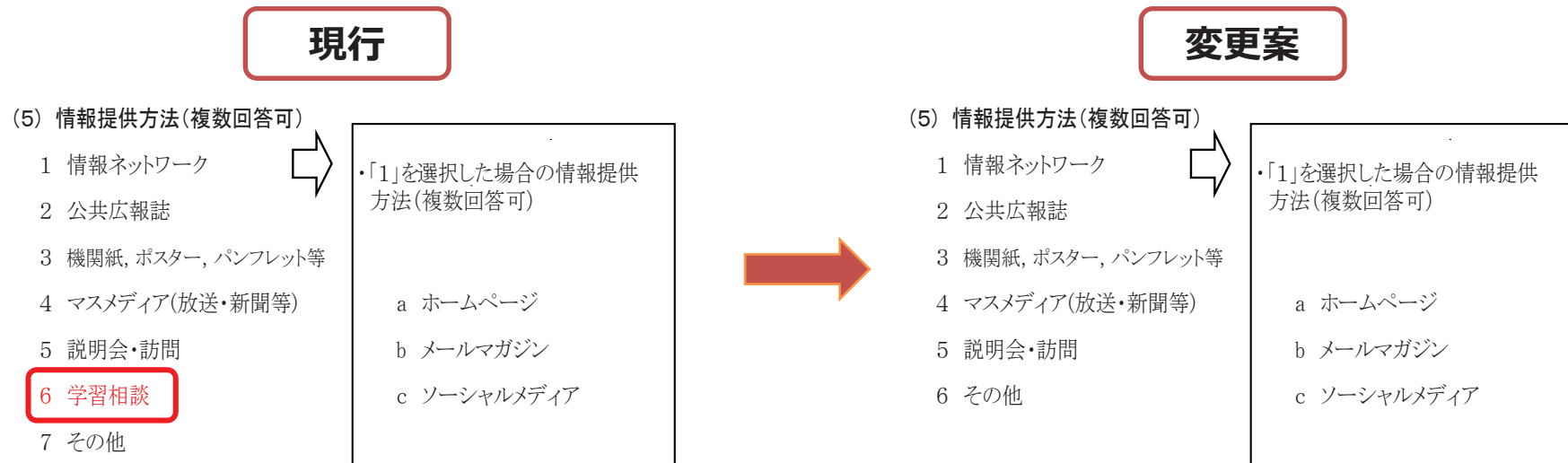
(6) 学級・講座(続き)

区分	実施件数(件)										学級生数及び受講者数(人)		
	計 (主催・共催)	うち主催	うち17時以降	うち土・日	56歳以上サービス実施	対象別					男	女	
						青少年対象	成人一般対象	女性のみ対象	高齢者のみ対象	その他			
33	-												
34	-												
35	-												
36	-												
37	-												

3 今回の変更事項 (調査事項⑥)

変更内容	施設の事業に関する情報提供方法の選択肢から“学習相談”を削除
該当する調査票	②公民館調査票
変更理由	<p>【選択肢の必要性の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ この選択肢は、学習相談が公民館の機能の一つとされている（注）ことを踏まえ、学習相談による情報提供の実態に関する基礎データを把握するために設けられたもの。 ➤ しかし、公民館において、様々な学級・講座が開設されることに伴い、学習相談も日常的な業務になってきており、情報提供方法の一つとして選択肢を残しておく必要性が薄れたため、削除するもの。 <p><small>(注)「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(平成10年9月17日、生涯学習審議会答申・抄) 「今後の公民館活動は、学級・講座の実施や団体・グループの育成のみならず、ボランティアの受入れをはじめとした地域住民の学習成果を生かす場としての機能を果たすことや、学習情報の提供機能、さらには学習相談の機能を持つことも期待されている。」</small></p>

調査票の修正イメージ



3 今回の変更事項（調査結果の公表方法）

変更内容	印刷物及びインターネットにより行っていた調査結果の公表について、印刷物の作成を取りやめ
該当する調査票	①から⑨全ての調査票
変更理由	➤ デジタル化やペーパーレス化を背景として、インターネットの情報提供により、利活用上の大きな支障が生じていないと考えられること、また、印刷物を作成するための事務負担を軽減し、限られたリソースの有効活用を図るため。